

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

2020年10月1日  
社会福祉法人 長久福祉会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2024年3月31日までの5年間

## 2. 内容

### 目標1 年次有給休暇の取得促進のための取り組み

〈対策〉

- 事業所ごとに年次有給休暇の取得状況の公表
- 職員の誕生日に計画的な付与を行う（継続）
- 年次有給休暇の取得義務化及び促進について、職員全体会等で周知
- 年次有給休暇管理簿を作成し、取得状況を把握
- 休暇が取得しやすい職場風土づくり（各種会議等で制度の周知）

### 目標2 所定外労働時間を削減するための取り組み

〈対策〉

- ノー残業デーの実施（原則月2回）
- 実施状況の把握を行い、改善点等について職員会議で協議する
- 働き方改革に関する情報提供を行い、各委員会で職場環境・仕事の進め方等の改善を検討

### 目標3 多様な人材の受け入れ

〈対策〉

- 障がいを持つ人の積極的な雇用
- 高齢者の積極的な雇用
- 外国人雇用の検討

### 目標4 育児をする職員の仕事と生活の両立支援に関する取り組み

〈対策〉

- 妊娠が分かった時点から継続的な面談を実施（産休・育休復帰支援面談シートの活用）
- 病児・病後児保育に係る利用料の半額補助

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

2022年3月11日  
社会福祉法人 長久福祉会

働きやすい環境を整備することにより、職員が仕事と家庭生活を両立させ活躍できるようにするため、次の行動計画を策定する。

○ 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

○ 目標

目標：育児休業の取得率100%を維持します。

○ 取組内容・実施時期

取組内容：女性職員の育児休業取得率100%を維持するために、産前産後休業や育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

令和4年4月～ 職員に対して、制度の周知・取得促進を行う。

令和4年10月～ 対象者に対し情報提供を行う。

令和5年1月～ 制度全般の情報提供により育児休業取得を促す。